

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	S28. 11. 11	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	奥出雲町	職員数* (H19. 4. 1現在)	3人
構成団体名	—		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等

資本費 (円)	353 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	6,886
累積欠損金 (百万円)	0.0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	26
不良債務 (百万円)	0.0	財政力指数*	0.185
資金不足比率 (%)	0.0	実質公債費比率* (%)	23.9
		経常収支比率* (%)	85.3

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月31日 合併前市町村： 仁多町 ・ 横田町 ]  平成17年3月31日に旧仁多町と旧横田町が合併し奥出雲町簡易水道ができた。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	水道事業経営健全化計画
計画期間	H19 ~ H23
計画策定責任者	奥出雲町長 岩田一郎
既存計画との関係	町行政に関する集中改革プラン（計画期間 H17~H21）
公表の方法等	議会への報告（3月）、ホームページ
基本方針	建設事業経費 ~ 将来水需要予測に基づく合理的な施設規模の設定と、他事業（下水道事業等）との同時施行による建設費用の抑制により、将来を含めた資本費の抑制。 維持管理経費 ~ 小規模水道と簡易水道及び簡易水道と簡易水道の統合により一体管理を行い、現場管理経費を節減。漏水箇所等を早期発見により有収率の向上を図り、動力費及び薬品費等の管理経費の節減。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	158	85	183	426
	補償金免除額	24	23	32	79
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	158,370	84,625	182,724	425,719
合 計 (A)		158,370	84,625	182,724	425,719
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		158,370	84,625	182,724	425,719

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	本町は、中山間地域に位置し、地形的に高低差があること、また、集落が散在しているため管路延長が長大になるため資本費が高い状況にある。(H18=353円)
経営課題	課 題 ① 料金水準の適正化 H19に約5%の料金改定を行い、H22には更に約5%の改定を予定している。一般会計繰入金約3億円と多額であること、また、改訂後の料金水準案でも近隣市町の水準と比べれば、まだ低水準であることからすれば5%以上の値上げが必要だが住民感情を考慮すると困難である。
	課 題 ② 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 維持管理費が高い状況でありコストの節減が求められるが、地形上資本費が高くなる。
	課 題 ③ 給与水準・定員管理の適正合理化 H14に6名であった職員数をH19現在で3名に縮減した。給与水準については合併時に適正化が図られているが、町財政が厳しい状況であることから今後削減を検討せざるを得ない。
	課 題 ④ 資本投下の抑制 下水道普及率の上昇に伴って水需要自体は増加が見込まれ、水量拡張を計画しなければならないが、現状以上に資本費を上げてしまうことはできないため、新規の資本投下を極力抑制せざるを得ない状況である。
	課 題 ⑤ 資産の有効活用 複数の簡易水道を統合し、10年以内に上水道事業（公営企業法適用）に移行する。施設的な接続については今のところ予定していないが、一体的な管理を行うことで資産を有効的に活用する。
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

### Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

#### (1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		405	419	404	438	455	481	460	437	444	437	
	(1) 営 業 収 益 (B)		216	213	219	215	260	229	228	227	237	236	
	ア 料 金 収 入		211	209	213	215	210	227	226	225	235	234	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		2	1	0	0	46	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他		3	3	6	0	4	2	2	2	2	2	
	(2) 営 業 外 収 益		189	206	185	223	195	252	232	210	207	201	
	ア 他 会 計 繰 入 金		164	122	118	164	180	202	192	170	167	161	
	イ そ の 他		25	84	67	59	15	50	40	40	40	40	
	2 総 費 用 (D)		328	349	345	365	345	344	291	279	276	276	273
	(1) 営 業 費 用		149	170	163	179	162	169	131	131	131	131	131
	ア 職 員 給 与 費		33	30	38	21	21	15	15	15	15	15	15
	ウ ち 退 職 手 当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他		116	140	125	158	141	154	116	116	116	116	116
	(2) 営 業 外 費 用		179	179	182	186	183	175	160	148	145	142	142
ア 支 払 利 息		179	179	182	182	183	175	160	148	145	142	142	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他		0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		77	70	59	73	110	137	169	158	168	168	164	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		1,234	818	471	755	181	590	457	604	526	641	
	(1) 地 方 債		666	405	201	380	3	363	231	332	227	300	
	(2) 他 会 計 補 助 金		108	88	80	177	177	156	167	185	186	191	
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		386	206	94	198	1	71	59	87	113	150	
	(6) 工 事 負 担 金		47	98	96	0	0	0	0	0	0	0	
	(7) そ の 他		27	20	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 資 本 的 支 出 (G)		1,311	886	512	836	301	728	625	761	695	805	
	(1) 建 設 改 良 費		1,187	751	387	615	31	258	234	266	358	456	
	ウ ち 職 員 給 与 費		16	6	0	22	0	6	6	6	6	6	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		124	134	124	221	270	470	391	495	337	349	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-77	-68	-41	-81	-120	-138	-168	-157	-169	-164		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	2	18	-8	-10	-1	1	1	-1	0
積 立 金 (K)	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	19	11	2	19	11	1	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	14	13	20	11	1	0	1	1	-1	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	12	0	11	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	2	13	9	11	1					
黒 字 (P)										
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	89.6	86.7	86.1	74.7	74.0	59.1	67.4	56.5	72.4	70.3
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	214	212	219	215	214	229	228	227	237	236
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高	143	95	40	38	26	16	16	16	16	16
企 業 債 現 在 高	6,429	6,927	7,111	7,154	6,886	6,597	6,446	6,152	6,016	5,867
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	6,429	6,927	7,111	7,154	6,886	6,597	6,446	6,152	6,016	5,867
うちその他に係るもの										

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	164	122	118	164	180	202	192	170	167	161
うち基準内繰入金	100	103	111	162	164	202	192	170	167	161
うち基準外繰入金	64	19	7	2	16	0	0	0	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	64	19	7	2	16					
資 本 的 収 支 分	108	88	80	177	177	156	167	185	186	191
うち基準内繰入金	75	79	80	110	148	156	167	185	186	191
うち基準外繰入金	33	9	0	67	29	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	33	9		67	29					

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率*	(%)	46.8	44.3	45.4	36.6	34.8	36.2	37.4	35.7	37.6	37.1
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	89.6	86.7	86.1	74.7	74.0	59.1	67.4	56.5	72.4	70.3
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金比率	収益的収入分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	61.0	84.4	94.1	98.8	91.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金	39.0	15.6	5.9	1.2	8.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	資本的収入分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	69.4	89.8	100.0	62.1	83.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金	30.6	10.2	0.0	37.9	16.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成19年度から、前年度比で約5%増の料金改定を行っている。 平成22年度からは、さらに前年度比で約5%増の料金改定を行う。
2 他会計繰入金の見込み	他会計繰入金は、約3億円弱であるが、その全額が基準内繰入金である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	施設統合事業等で年間約3億円の事業を計画している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>【③給与水準・定員管理の適正合理化】平成17年3月の新町発足時、職員数は普通会計が158人、特別会計が21人であった。集中改革プラン後の平成22年には普通会計が146人(▲12人)、特別会計が21人(±0人)とする計画を樹立していたが、H19年までの実績で既に計画の人員削減を達成し、普通会計が135人(▲23人)、特別会計が15人(▲6人、うち簡易水道事業で▲3人)となっている。今後もコンパクトで効率的な組織編成と適正な人員配置を行い、平成24年度までに現状の職員数を上回らないよう維持する。</p> <p>【③給与水準・定員管理の適正合理化】新町の給与制度は国家公務員に準拠し、級別標準職務表に基づく職務給原則の徹底を図り、ワタリ制度を廃止し給与の適正化を行った(合併時)。給与構造改革についても国の給与制度に準拠し実施している。なお、地域手当については、支給地域にないため地域手当制度は導入していない。 なお、給与カットについては平成17年8月から地域給制度が導入される18年3月まで職員給の5%カット(特別職給は3.8~6.7%カット)を実施していたが、現在は特別職給の10~15%カット(H18.4月~)、及び管理職給の5%カット(H18.11月~)を実施しているのみである。一般職給については、今後財政事情等により実施を検討する。</p> <p>該当職場無し。</p> <p>【③給与水準・定員管理の適正合理化】退職時特別昇給を廃止(合併時)</p> <p>【③給与水準・定員管理の適正合理化】島根県市町村職員共済組合又は島根県市町村職員互助外が行う事業のほか、公費支出による町単独の福利厚生事業は実施していない。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>【②維持管理費等サービス供給コストの節減合理化】地形的条件等に起因するコスト高についてはやむを得ない面があるが、それ以外の経常的な物件費については一般会計と同様に縮減を目指す。 【⑤資産の有効活用】小規模水道と簡易水道及び簡易水道と簡易水道の統合により一体管理を行い、現場管理経費を節減する。また、漏水箇所等を早期発見により有収率の向上を図り、動力費及び薬品費等の管理経費の節減に取り組む。</p> <p>H18年度末までに新たに27施設で指定管理者制度を導入した。簡易水道事業では指定管理者制度に馴染むものはないが、検針事務等で民間委託を更に推進するよう検討を進める。 PFIについては導入を検討する状況にない。</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	<p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>【①料金水準の適正化】平成19年度から、前年度比で約5%増の料金改定を行っている。平成22年度からは、さらに前年度比で約5%増の料金改定を行う。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	<p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>簡易水道特別会計の予算及び決算の状況については、毎年直近の町広報に掲載し、公開を行っている。また、財務4表の各指標については、財政健全化法の趣旨を踏まえ、遅滞なくホームページ等で公表を行う。</p> <p>○ 行政評価の導入</p> <p>本町では現在、行政評価を導入していないが、今後、制度に関する研究を深め、他市町の動向を見ながら検討する。</p>
5 その他	<p>【④資本投下の抑制】水量不足のため既に事業着手(整備計画樹立中を含む)している事業以外の事業については、当面新規事業の計画を見合わせ、資本費の上昇を抑制する。</p> <p>【⑤資産の有効活用】複数の簡易水道を統合し、10年以内に上水道事業に移行する。            ～ 簡易水道事業統合計画書 平成19年2月20日付け奥水第774号 柳澤伯夫厚生労働大臣提出 ～</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>【③給与水準・定員管理の適正合理化】 簡易水道特別会計の職員数はH14年度には6人、H16の合併時は5人であったがH18からは3人に削減した。集中改革プランでは合併時の5名の水準を維持する計画であったので、すでにそれ以上の削減を達成している。なお、平成17年8月から地域給制度が導入される18年3月までは一般職員給の5%カットを実施していた。これら取り組みによる人件費の削減効果額は過去5年間累計で56.4百万である。</p> <p>なお、今後については、10年以内に公営企業法移行を計画しており、この移行作業に職員が必要となるためこれ以上の削減は難しく、職員数は現状維持を予定している。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>【①料金水準の適正化】 平成19年度から前年度比で約5%増の料金改定を行った。平成22年度からは、さらに前年度比で約5%増の料金改定を行うように計画している。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
<b>【収入の確保】</b>														
②	料金改定率							5.0			5.0			
	改善額(料金の適正化)※1						0	17	17	17	28	28	107	
	未収金の徴収対策													
	改善額						0						0	
	一般会計負担金の額							0					0	
	改善額(負担金の確保等)												0	
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)						0						0	
	その他( )													
	改善額						0						0	
	<b>【経費の削減】</b>													
①	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	48	36	38	42	21		21	21	21	21	21		
	改善額		8	8	16	24		0	0	0	0	0	0	
	給与水準													
	改善額							0					0	
	その他(職員削減)	48	36	38	42	21		21	21	21	21	21		
	改善額		8	8	16	24		0	0	0	0	0	0	
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	改善額													
①	職員数(人)	6	5	5	4	3		3	3	3	3	3		
	増減数(人)		△1	0	△1	△1		△3	0	0	0	0	0	
	維持管理費等													
	改善額(適正化)							0					0	
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)							0					0	
	その他( )													
	改善額							0					0	
	累積欠損金比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	増減													
	企業債現在高	6,428	6,927	7,111	7,154	6,886		6,780	6,713	6,578	6,441	6,293		
	増減		499	184	43	△268		△106	△67	△135	△137	△148		
							計画前5年間改善額 合計	56					改善額 合計	107
													(参考) 補償金免除額	79

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	15.8	15.6	15.4	14.8	14.7	14.5	14.3	14.2	14.0	13.8
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	1,260	1,287	1,275	1,307	1,280	1,273	1,267	1,261	1,254	1,248
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	7,397	7,397	7,619	8,597	8,597	8,597	8,597	8,597	8,597	8,597
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	6,403	6,653	6,591	6,756	6,617	6,580	6,550	6,520	6,480	6,450
最大稼働率(%)	86.6	89.9	86.5	78.6	77.0	76.5	76.2	75.8	75.4	75.0
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	167	166	167	164	167	179	179	179	188	188
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	357	375	368	448	480	639	546	627	500	507

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

簡易水道事業統合計画書 平成19年2月20日付け奥水第774号 柳澤伯夫厚生労働大臣提出

平成19年度から平成21年度に資産などの調査を行い、その後、平成24年3月までを目途に認可変更する予定とする。(公営企業法適用の上水道となる)